

# 知っていますか？ 部落差別解消推進法



## 同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題であり、その早急な解決は国の責務です。

同和地区の住環境は、「同和对策特別措置事業」によって大きく改善されました。

また、教育や就労については、教育の機会均等や基礎学力の向上について大きな成果をあげるとともに、若年層の就労についても一定の成果をあげてきました。

- 同和地区の問い合わせ  
不動産の購入等に際して、その所在地が同和地区であるかどうかを問い合わせる事例が和歌山県内で年に数件あります。
- インターネット上の差別的な書き込み  
掲示板サイトなどに特定の地名を同和地区として、誹謗・中傷する書き込みをしたりする事例が発生しており、匿名性と拡散性を特徴とした人権侵害が起っています。

※「同和地区」については、1969（昭和44）年以降33年間にわたって実施された「同和对策特別措置事業の対象地域」のこととして限定的に使用される場合もありますが、このパンフレットでは「被差別部落」を指す言葉として用いています。

## 人権尊重の社会をすすめるために



橋本市は、市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支えあう地域社会を目指します。



ボクは 胸が キュウとなった。  
ボクの せいで、 トクちゃん、いやな気持ちになってたんだ。  
みんなを 楽しませようと 思って 歌った 歌が、仲良しのトクちゃんの気持ちを 傷つけていたんだ。  
ボクは なんてことを してしまったんだ・・・



平成25年3月  
制作：橋本市人権教育・啓発プロジェクト  
紙芝居「みんな だいすき」の一節より

※この紙芝居は、小学1年生の友だち（トクちゃん）を何気ない一言で傷つけてしまったぼく（ゲンタ）の話を書いています。  
小学校低学年を対象に紙芝居を作成し、仲間づくりの大切さについて人権教育の啓発を行っています。

## 人権侵害かな？と思えば相談しよう

相談機関・名称	電話番号	対応日時
橋本市 人権・男女共同推進室	0736-33-1229	月～金曜 8:30～17:15
和歌山県 企画部 人権局	073-441-2563	月～金曜 9:00～17:45
伊都振興局 地域振興部 総務県民課	0736-33-4900	月～金曜 9:00～17:45
(公財)和歌山県人権啓発センター人権ホットライン	073-421-7830	月～金曜 9:00～16:00
和歌山地方務局 橋本支局	0736-32-0206	月～金曜 8:30～17:15

※いずれも、祝日および年末年始は除きます。

人権についてみんなで考えてみよう  
～橋本市 人権パンフレット～

発行：橋本市・橋本市教育委員会  
編集：橋本市人権教育・啓発プロジェクト  
平成 31年 3月 31日 発行